

政 法 第 1 9 4 2 号
答 申 第 4 1 4 号
平成 2 7 年 9 月 1 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け耕第 1 2 5 7 号 1 による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 0 6 号

平成 2 5 年 3 月 1 4 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 5 年 3 月 6 日付け耕第
1 1 3 7 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成25年3月6日付け耕第1137号で行った行政文書不開示決定に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

最重要な提示文書をよく検討して開示・不開示を決定すべきであった。会議経過が書かれた文書を提示されたが、その文書を保有していないというのはどのような理由からであろうか。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

平成25年3月6日付け耕第1137号により実施機関が行った行政文書不開示決定処分（以下「本件決定」という。）

2 本件行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）及び対象行政文書の特定について

(1) 本件請求について

平成25年1月30日付けの開示請求書の請求内容は、「平成22年9月24日元親田分区での聞き取り調査について、平成22年10月4日八日市場事務所（現海匠農業事務所）での調査報告時、読みあげられた文書（以下「本件メモ」という。）の開示を求める。」である。

(2) 対象行政文書及び不開示の理由について

ア 本件請求における対象行政文書は、本件メモである。

イ 本件決定における不開示の理由は、調査報告時に読み上げられた文書の内容を含めて、打ち合わせ後の復命書としては保有するものの、本件メモ自体は保有していないためである。

3 異議申立ての理由について

「最重要な提示文書をよく検討して開示・不開示を決定すべきであった。会議経過が書かれた文書を提示されたが、その文書を保有していないとはどのような理由からであろうか。」と主張するが、本件メモ自体は上記2(2)イのとおり保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2(1)のとおりである。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成25年3月14日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求の対象行政文書について

異議申立人の主張によれば上記第2の2のとおり、異議申立人に対して提示した文書があるのであるから、実施機関が対象行政文書が不存在であるとしているのはどのような理由からであろうかとする。

これに対し、実施機関は、読み上げられた文書自体は保有していないと主張する。

そこで、当審査会が職員に調査させたところ、土地改良施設である用悪水路への排水に関する相談等をしていたことに関して、実施機関の職員(以下「県職員」という。)は、平成22年9月24日にその経緯等を一方の当事者である県営ほ場整備事業「磯見川地区」の土地改良事業の受益者である土地改良区の工区長(以下「本件工区長」という。)から聞き取るとともに、本件工区長の日記の内容を県職員が保有するノートに転記し、読み上げたことを確認した。

3 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号、以下「条例」という。)第2条第2項の規定によれば、開示請求の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものである。

そこで、本件メモについて検討したところ、本件メモは県職員がノートに備忘録として記録したものであって、自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用する個人の備忘録であるから、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されているものとはいえない。

なお、本件メモの記載されたノートは県職員が管理していたものであり、異動の際に、廃棄されている。

4 したがって、実施機関は本件請求の対象となる行政文書を保有していないものと判断する。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、本件請求につき、実施機関の不存在を理由とする不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年	月	日	処 理 内 容
25.	3.	29	諮問書の受理
25.	4.	17	実施機関の理由説明書の受理
25.	5.	23	異議申立人の意見書の受理
27.	3.	25	審 議
27.	4.	22	審 議
27.	5.	27	審 議
27.	6.	24	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年 6月24日現在)